



The Boxes

箱

企画展 「中遠の古刹 真言宗西楽寺Ⅳ 西楽寺の幕末・明治」 補遺

2022年1月発行 袋井市歴史文化館

西楽寺には、慶応4年（1868）に有栖川宮から寄付された、提灯等が入っていた箱が2点残されています。

残念ながら中身は残っていませんが、明治維新の頃の西楽寺に関する、貴重な歴史資料です。

西楽寺文書の記述と突き合わせながら、箱の背景を探ります。

〔有栖川宮 御用高張箱〕（西楽寺所蔵）

サイズ：身 横 459mm 縦 195mm 高 472mm

蓋 横 476mm 縦 209mm 高 62mm

二つの箱

西楽寺には、有栖川宮から贈られた、二つの箱があります。

一つには、「有栖川宮／御用高張」とあり、もう一つには、「有栖川宮／御寄附高張」とあります。墨書から、本誌ではそれぞれ「御用高張箱」、「御寄附高張箱」と呼称します。

結び文のマークと菊の紋は双方に共通です。また、柄のついた木札がそれぞれに付いています（「御用高張箱」の木札は柄が取れています）。

「御用高張箱」の中には、燭台が二つと、謎のL字型の板が入っていましたが、今回は触れません。燭台は、提灯のものでしょうか？

墨書の「高張」は「高張提灯」（一般にイメージする提灯だと思ってください）のことですが、現在、箱の中身は残っていません。

箱のサイズに関するデータは、次のページにまとめましたのでご参照ください。

蓋裏の墨書

「御用高張箱」の蓋の裏面には墨書があります。そこには以下のように書かれており、箱の中に入っていたものが分かります。

(一八六八)

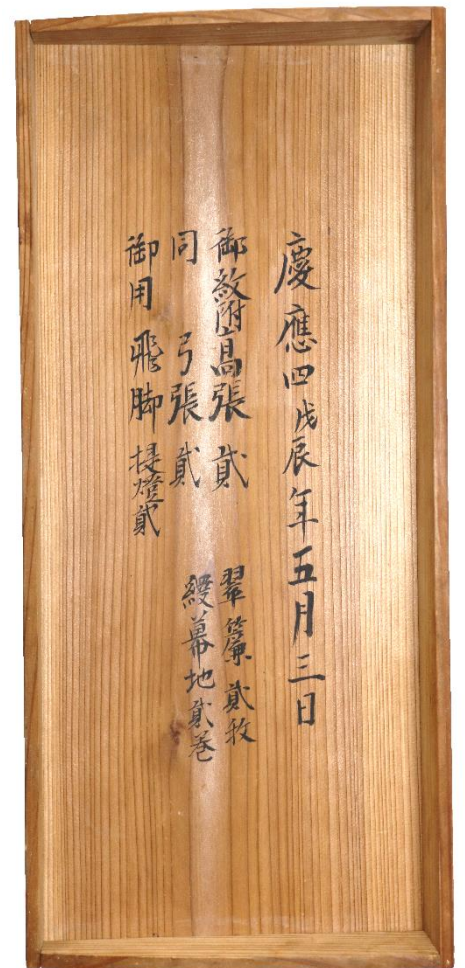
慶応四_{戊辰}年五月三日

御紋附高張 式 翠簾 式枚

同 弓張 式 縵幕地式卷

御用飛脚提燈式

御紋（菊の紋）が付いた高張提灯が二つ、同じく菊の紋が付いた弓張（弓張提灯）が二つ、御用飛脚提灯が二つ、そして、翠簾（緑色のすだれ）が二枚、幔幕



〔御用高張箱〕 蓋裏墨書

の生地が二巻き。

「御用高張箱」の蓋にのみ、この墨書がありますが、おそらく、これらの品目は、二つの箱（もしくはそれ以上の数の箱）に納められていたのでしょう。

提灯などが寄付された経緯

提灯や簾などを有栖川宮から寄付された経緯については、当寺の西楽寺住職、宥盛の日記『左右留記』（西楽寺文書近世二二五二―四）に記述があります。

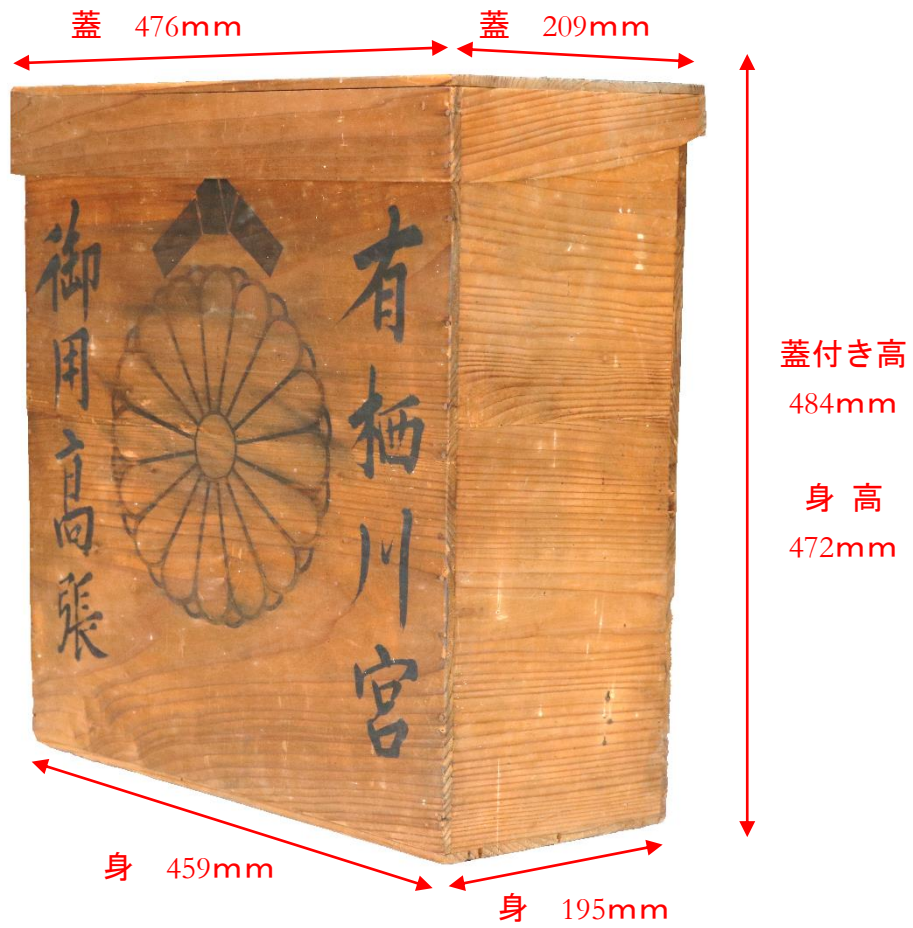
『左右留記』慶応四年閏四月十一日条。シチュエーションとしては、維新政府の宗教政策が、仏教にとって不利なものであることを察知した諸寺院が、なんとかして維新政府とつながりを持つとうとする中、当時維新政府にツテが無かった西楽寺が、智積院の仲立ちで、維新政府の総裁有栖川宮熾仁親王の青侍、服部幸作との接触に成功した直後。智積院で服部からの返事を受け取る場面です。

十一日、過日差出候願書承り旁鑑事へ伺候処、猶御祈願所願者御聞届之御沙汰、猶是上願向書面可_レ被_二差出_一様_三付、是_与望無_レ之様案内被_レ下。左之通。

覚

一、玄関御翠簾

右小奉書堅紙認差出候



〔有栖川宮 御用高張箱〕



〔有栖川宮 御寄附高張箱〕

- 一、御紋附御灯燈
- 一、御紋附紫御幕
- 一、御絵符

右之通御免相成候様奉願上候。以上。

大——

遠——

真——

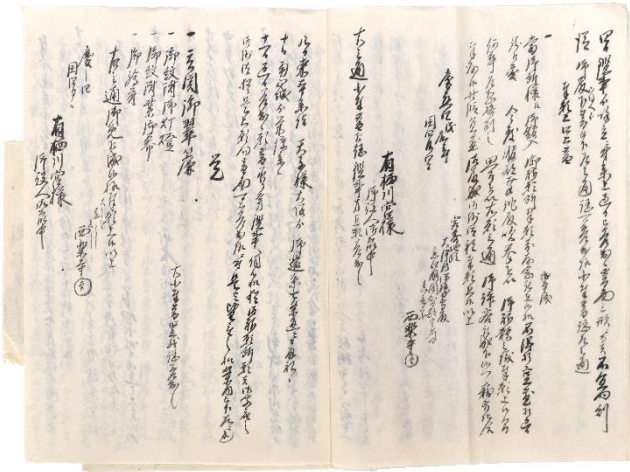
西楽寺[㊦]

(一八六八)
慶十四
閏四月日

有栖川宮様

御役人御衆中

奉行国方兼而申遣置、于然江戸・京上下共大金飛脚使不通并之由三条飛脚屋^ニ而承合候故、栄順源五之十二日飛脚^ニ下申候。



『左右留記』慶応4年(1868)閏4月11日条

慶応四年(一八六八)閏四月四日、西楽寺は、智積院を通して、有栖川宮に、「うちを祈願所としてください」と願いを出していました。十一日に鑑事に行ってみると、祈願所願が聞き届けられたとのことでした。また、提灯や簾を寄付してくれるということ、「この通りに願書を作成して提出してね」と、提灯などを求める願書の様式が指示されました。ここで示された様式通りに西楽寺が提出したものの手元控が、慶応四年閏四月「覚」(西楽寺文書近世一

二五二一七)です。

(端裏書)

「御殿差出扣書」

覚

一、玄関御簾

一、御紋附御灯燈

一、御紋附紫御幕

一、御絵符

右之通、御免相成候様、奉願上候。

以上。

最寄地頭

慶応四^{戊辰}年

閏四月日

大河内伊勢守殿

遠江国周智郡宇苅郷

真言宗

西楽寺印

有栖川宮様

御役人御衆中

文面はほとんど同じです。宥盛がこれらのものを受け取ったのは、「御用高張箱」蓋裏墨書にあるとおり、慶応四年五月三日、有栖川宮の仮御殿(京都の下川原町にあったようです)に参殿した時のようです。

『左右留記』慶応四年五月一日条と三日条を見てみましょう。長い記事ですが、重要な内容ですから、紹介のために引用します。

五月朔日大鏡法印方 參殿之儀伺、則明後三日參殿被_二申渡_一候口支度用意
素絹紋白差抜備用置申候。

三日朝五ツ時出_レ宿。衣鉢伴僧老人、侍一人、供老人。兩掛_二而下川原町御飯
御殿 手続青土役人服部幸作宅迄同宿_二而支度、献金者已前兩替_二而改対頼
持參中奉書式折裏白_二金式百兩方献上_一。末寺号印。

白木台者役人方_二而御殿用拜借。右差出頼、案内御内玄關方上り、取次
夫方奥扣間_江案内。茶土器_{カヘラケ}節蓋被_レ下書役人武藤左工門殿出逢、今般御館
入御聞濟被_レ為_レ在、首尾之向就而手前其迄目錄被_レ下、忝趣又外御役人
_二而御目見席習礼案内被_レ下候而、元之席扣候中、御免許御寄附状式通、
広蓋_二而御下、直_二御目見案内御座敷向者、御上段簾之内、式両之台御し
とね之上御座裏金餅風、御次右之方出役奏者左入例、御重役式人御座候
中、宮様御次間真中へ進_ミ、垂頭居献金左之方方持出。 宮様へ御披露、
右之方奏者西樂寺_与被_二呼上_一、直様進出御国之外_二而一礼、いじり膝_二而
式三足進、兩掌 御昆布頂戴、目出度_与御一言頂キ、式三足膝いしり去、
国外_二而一礼、元之席_二而一礼有而、直_二引取、元之諸席へ扣候中、案内役
人始御目見迄被_レ為_レ濟、首尾之向又役人出_二御宿_一、酒被_レ下候趣被_レ
申、濟薄茶御菓子一盆、中啓御包一台被_二下置_一候。次_二御吸物_{ゆり、御酒}
錫德利、さかな者三品、合三献頂キ、相濟何_レも白御敷大籃盛御座候。
盃者朱之御相印付御座候。塗_■者頂キ_与申事承候。御盃頂戴御座候。追
膳又御役人替々首尾、且目錄挨拶被_レ出候。帰郷之儀被_レ尋_二付、御殿
御用濟之上者御先触頂戴仕度旨、服部迄願置候趣申置候。 且同上候。
若宮様関東被_レ為_レ在、御発向御還京之御折者、御殿御館入被_二仰付_一候
上者、 御旅館伺仕度旨申立、 御座元御役人御名前承度申上、則名前
付被_レ下候。

山本伊予守 前川式部少丞 嶋岡大蔵大丞 鎌田隼人
御目付 田口傳へ丸茂庫司
伴僧方へも御酒さかな菓子頂戴相成候。
前日御願向_二付御役人中へ目錄左之通。

重役人十人、青士七人ハ玄関取次衆、御近_■習衆御座次御勝手取次仕丁

吹挙役中迄三十式兩外鑑事へ五兩、酒五升。世話人三兩遣候。
今般御祈願所被_二仰下_一候。然上者、殿内安全長久之祈念可_レ抽_二丹誠_一者。
依執達如_レ件。
此正

慶応四年 辰閏四月

武藤左衛門 松浦左兵衛権大尉
胤永 (花押写) 孝頭 (花押写)
東川端砂川

嶋岡大蔵大丞 前川式部少丞
俊憲 (花押写) 茂矩 (花押写)

前川太宰大監 中川紀伊守
御所白梅辻中筋 茂行 (花押写) 長正 (花押写)

山本伊予守 栗津駿河守
邦保 (花押写) 義風 (花押写)

藤木雅楽頭 右重役九人名前花押許状
成城 (花押写) 大高紙式ツ折_二而上包有_レ之扣

遠江国 西樂寺
覺

一、御紋附御幕式張 一、御翠簾 式枚
一、御紋附高張提灯式張 一、御紋附弓張提灯式張
右今般御祈願所被_二仰附_一、前件之通御寄附被_二成下_一候。尤永世大切
護持可_レ在_レ之条、依執達如_レ件。

慶応四年 辰閏四月 武藤左衛門

松浦左兵衛権大尉
 御所東川端砂川 孝頭 (花押写)
 遠江国 俊憲 (花押写)

右大高式ツ折御寄附状。上包
 有し之。名前、花押、御書下扣

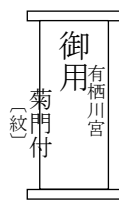
西楽寺

有栖川宮
 御印鑑 (印)

重而上京等無二差支一様願置候。
 後代共右御印鑑御書下大切
 可レ申候御事。
 御絵符四枚

御用
有栖川宮御祈願所
 西楽寺

飛脚提灯式張



山本伊予守「前川式部少丞」嶋岡大蔵大丞
 鎌田隼人 御目附「田口傳 丸茂庫司」

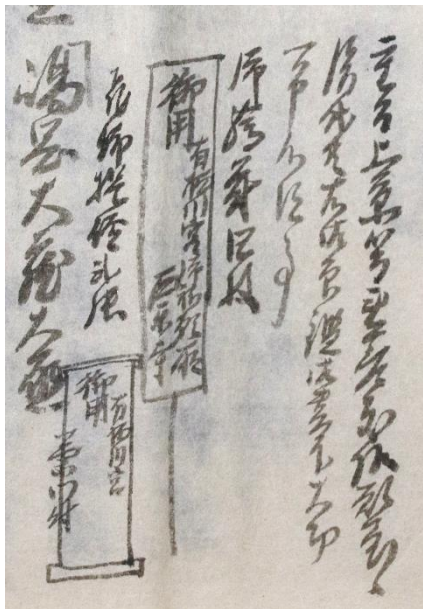
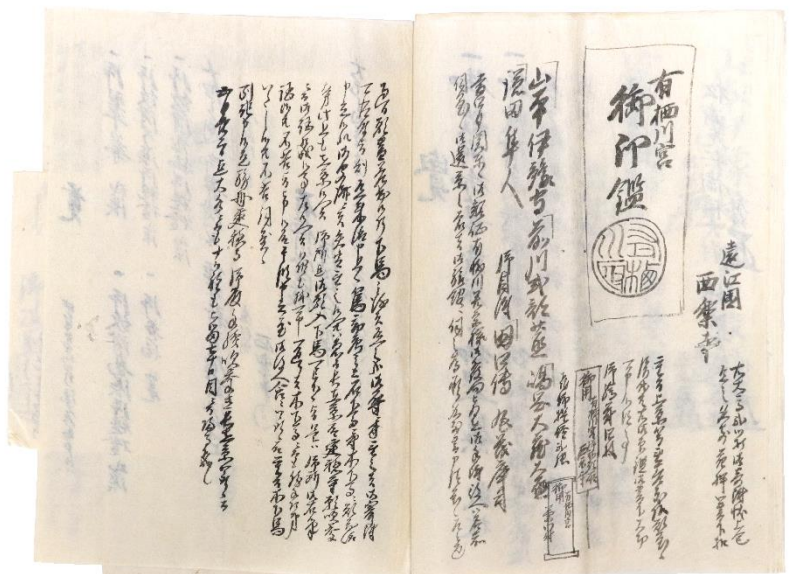
儀礼の内容を現代語訳しても、読者の皆様を置いてけぼりにしてしまいそうな気がしますから、今回は紹介のみに留めます。

慶応四年五月三日の参殿の際に、提灯などを寄附されたことのみ確認しております。

絵符・飛脚提灯

ところで、『左右留記』慶応四年五月三日条により、「絵符」と「飛脚提灯」について、いくらか判明しました。

前に引用した「覚」(西楽寺文書近世一二五二一七)にも「御絵符」は登場し



いないので、使用したかもしれませんが、実際のところはよく分かりません。

絵符・飛脚提灯拡大

この絵符は、西楽寺が有栖川宮に何か送ったりするときに、荷札のように添えるものです。出処がしっかりとした、ちゃんと認めるところからの荷物です、という証明です。

四枚中二枚しか残って

『左右留記』慶応4年(1868)5月3日条

ていきましたが、『左右留記』絵入りで「御絵符四枚」と書かれたことにより、「絵符」が、「御用高張箱」「御寄附高張箱」についていた、柄付の木札のことだと分かりました。

絵符に関する細かなデータは、次ページに記載しますから、そちらをご参照ください。

また、「飛脚提灯」につきましても、調べてみてもらったものかよく分からなかったのですが、図入りで示されたことにより、どのようなものか何となく分かるようになりました。とはいえ、やっぱりよく分からないのですけれども。



568.5mm



364mm

103mm

御用
有栖川宮御祈願所
西楽寺

〔絵符 表〕



(結び文の紋)

有

(篆書体)

(有栖川宮の「有」であろう)

〔絵符 裏〕

さて、提灯をどうやって西楽寺まで運ぼうか……

慶応四年五月十三日、西楽寺宥盛は、提灯などの寄付に対する礼状を有栖川宮に送りました（慶応四年五月十三日「覚」西楽寺文書近世一二五二―一八）。

覚

- 一、御翠簾 式張
- 一、御紋附高張御提灯 式張
- 一、御紋附弓張御提灯 式張
- 一、御紋附飛脚御提灯 式張
- 一、御巻物 式巻

右之通、御寄附被_レ仰付_レ難_レ有頂戴仕候。以上。

(二八六八)

慶応四年_{辰年} 遠江国

五月十三日 西楽寺印

有栖川宮様

御役人御衆中

提灯などをどのように遠江まで持ち帰ったのかが気になるところですが、『左右留記』（西楽寺文書近世一二五二―一四）に綴じ込まれている横帳によると、五月十五日、宥盛が京都を出立する時に、有栖川宮が飛脚を頼んでくれたようです。

有栖川宮御用指触 帳口書

人足賃錢請取帳

慶応四年辰五月

覚

- 一、両掛老荷 人足老人
- 一、分持老荷 同老人
- 一、宿駕老挺 同式人

印

合人足四人。但賃払。

右者、

当宮御祈願所遠州宇都郷西楽寺_江

御寄附者有_レ之_三付、為_二守護_一、同寺儀今十五日、京都出立、美濃路・東海道通行_ニ而西楽寺迄罷下候条、書面之人足并海川船渡等無_二遅滞_一可_二指出_一候也。

有栖川宮

(二八六八)
辰五月十五日 御役所（有栖川宮印）

大津宿方美濃路通り、

袋井宿迄

宿と問屋役人中

右之通届有_レ之候事。

駒通

辰五月十四日 御役所_印

前書之通被_レ仰渡_レ承知奉

御座候。以上。

右駄賃帳表左_ニ御座候。扣置候。駒通役所者矢張裁判之由右印鑑丈者幸後可_レ戻様被_レ申渡_一候。
チ（このルビ）原史料ママ

五月廿日帰着。一七日廿一座御祈願申、四月十三日迄結願御巻数役人中へ紙中奉書記、外箱入、服部迄献上頼送り申候。

宥盛も飛脚も、大津宿まで出て、そこから美濃路を通り、その後東海道に入つて袋井宿まで行ったようです。